

妊産婦に対する医療費助成『プレママ医療給付事業』

～ 福祉医療費の支給拡大について ～

目的

早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を目的に、現在、出生から中学校修了前の子ども、障がい者、母子・父子家庭等に対して支給している福祉医療費を、『佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略』の基本目標「安心して結婚し、子どもを生き育てることができる佐久市」の取組み事業の一つとして、新たに妊産婦へも支給を拡大し、子育てにやさしいまちづくりを進めます。

1 対象者及び支給対象とする医療費の範囲

(1) 支給対象者

佐久市に住民票を有する妊産婦
(母子手帳の交付後、福祉医療費受給者証の交付を受けている者・所得制限なし)

※ 現行の福祉医療費給付金支給対象者は、中学校修了前の子ども及び18歳までの障がい児を除き、所得制限を設けています。
また、要件に該当しなくなった場合、その月末を基準に資格を喪失します。

(2) 支給対象とする医療費

健康保険の適用となる診療を受けたときに病院や薬局などの医療機関等に支払う自己負担額

2 対象期間

母子手帳交付(妊娠届出)日の月の初日から出産(流産及び死産を含む)日の属する月の翌月の末日まで。ただし、受給者証交付前でも明らかに妊娠に起因する産科的疾病のための受療は対象とする。

支給開始は母子手帳交付月の初日から
(手帳交付前でも妊娠に起因する疾病は
医師の証明で給付対象とします。)

妊娠に係る診療のみでなく、
風邪等でも保険診療は全て対象

所得制限は無し

出産月の
翌月末まで

母子手帳交付

出産

有効期限

妊娠に起因する
疾病は対象

約31週

4週～8週

3 受給者証交付手続き

既に母子手帳をお持ちの方
母子手帳、加入保険証、給付金を受取る通帳を、市役所国保医療課または各支所市民係へお持ちください。4月1日から受給対象者となる受給者証を交付します。佐久市に転入してきた妊婦さんは、受給者証の交付申請により、その日から受給者証が交付されます。

**母子手帳が
4月以降の交付となる方**
母子手帳の交付申請時に、加入保険証、給付金を受取る通帳をお持ちください。受給者証は、後日郵送にてお届けします。

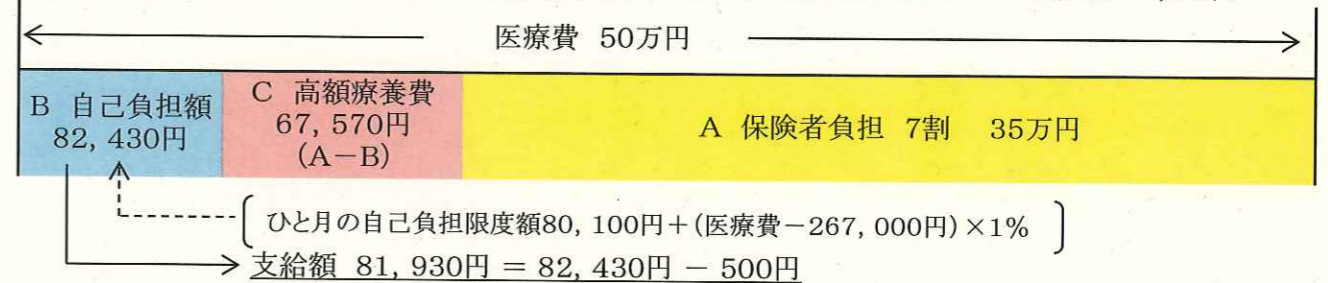


4 支給額の算出

支給額は、自己負担額に対して1レセプト500円(1医療機関、1ヶ月当たり)を控除した額となります。ただし、支給しようとする自己負担額に対し高額療養費等の支給がある場合は、高額療養費等の額を差し引いた額を支給します。

○ 医療費が高額になった場合の支給額

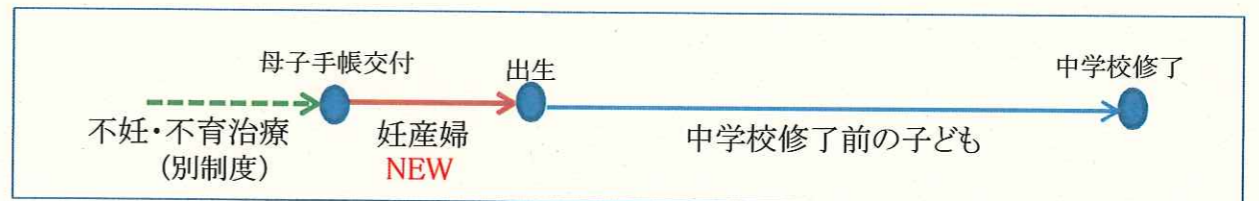
例：ひと月の医療点数が50,000点(医療費50万円)で、一般世帯の場合 → 支給額 81,930円



5 施行日

平成28年4月1日

6 子どもに対する福祉医療費



支給区分	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生
支給開始	New	H17.4から	H21.4から	H25.4から
イメージ				
年間支給人数	約800人	約6,300人	約4,500人	約2,200人
年間支給件数	約6,600件	約63,000件	約45,000件	約15,000件
年間支給金額	約33,000千円	約100,000千円	約70,000千円	約26,000千円
年間支給額/1人	約42,000円	約15,000円	約16,000円	約12,000円

※ 金額、人数は平成28年度概算です。